

子育て支援

① 保育サービス

1 認定こども園

市内の認定こども園で保育サービスを実施しています。

公私	施設名	所在地	電話番号	受入年齢
公立	大釜屋保育園	大浜町△59番地	55-1082	6か月から
//	福岡保育園	福岡町甲25番地	55-0662	2か月から
//	根上南部保育園	道林町寅10番地	55-0084	2か月から
//	大成保育園	大成町ヌ38番地	55-0322	2か月から
//	寺井保育園	寺井町た8番地5	57-0323	2か月から
//	長野保育園	大長野町ニ130番地1	57-0430	2か月から
//	栗生保育園	三道山町ヘ31番地	57-0284	2か月から
//	豊美保育園	東任田町口16番地	57-1180	6か月から
//	宮竹保育園	宮竹町230番地	51-2361	2か月から
//	辰口保育園	辰口町173番地3	51-2284	2か月から
//	寿保育園	徳久町ニ8番地	51-2169	2か月から
//	国造保育園	和気町い12番地	51-2473	6か月から
私立	福島こども園	福島産業団地 土地 区画整備事業施行地 区内2街区1番地	55-0288	2か月から
//	湯野こども園	佐野町ワ35番地	57-1161	2か月から
//	わかばどりこども園	緑が丘三丁目43番地	51-4444	3か月から

2 通常保育

保育時間／午前8時～午後4時（月～土曜日）

3 休日保育

保護者の勤務などで休日に保育が必要である場合、申請により寺井保育園で休日保育を実施します。

4 延長保育

保護者が勤務時間などで事情のある場合、申請により延長保育を実施します。
（能美市立認定こども園以外の方は以下の表と異なる場合があります。）

区 分	料 金	対象となる方		
		保育認定		教育認定
		標準時間	短時間	
(早朝) 午前 7 時～午前 7 時 30 分	100円/回	○	○	○
(早朝) 午前 7 時 30 分～午前 8 時	100円/回	－	－	○
(夕方) 午後 4 時 30 分～午後 5 時	100円/回	－	○	○
(夕方) 午後 5 時～午後 5 時 30 分	100円/回	－	○	○

区 分	料 金	対象となる方		
		保育認定		教育認定
		標準時間	短時間	
(夕方) 午後 5 時 30 分～午後 6 時	100円/回	－	○	○
(夕方) 午後 6 時～午後 6 時 30 分	100円/回	－	○	○
(夕方) 午後 6 時 30 分～午後 7 時	100円/回	○	○	○
※早朝保育は、大釜屋・長野・豊美・辰口のみで実施。				

5 病後児保育

認定こども園に通園している児童が病気の回復期であって、まだ集団保育が困難であると認められた場合、専用の保育室でお子さんの体調に合わせた保育をします。

実施施設	福岡・栗生・辰口保育園
保育時間	通常保育と同じ
利用料	1,000円/回

問い合わせ・申請

子育て支援課
（能美市役所1階）
☎58-2232
☎58-2293

各認定こども園

問い合わせ・申請

子育て支援課
(能美市役所1階)
☎58-2232
FAX 58-2293

各認定こども園

6 病児保育

「子どもが病気だけど、仕事の都合で子どもの看病ができない」そんな時、保護者の方の代わりに、保育者がお預かりし、働く家庭の子育てを応援します。

施設名	病児保育センター	電話番号	0761-58-2277
所在地	能美市大浜町ノ35番地1		
対象者	生後2か月から小学校6年生		
定員	6名		
保育時間	午前8時30分～午後5時30分		
延長時間	午前7時30分～午前8時30分 午後5時30分～午後6時30分		
利用料金	1,000円(4時間内) 2,000円(1日)		
延長保育料	300円/1時間	食事代金	300円

※社会福祉法人 陽翠水 キッズベース みどりがおか でも病児保育を行っています。

7 保育料等

前年の世帯の課税状況によって保育料等が決まります。詳しい保育料表は、ホームページまたは各認定こども園、子育て支援課にあります。

※保育料の無償化により3歳以上児は副食費のみとなります。

※18歳以下の範囲において最年長の子どもから数えて2人目のお子さんの保育料は半額となります。

※18歳以下の子どもが3人以上いる家庭で、18歳以下の子どもから数えて3番目以降のお子さんの保育料及び副食費が無料(所得制限なし)となります。

(18歳とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子です。)

※低所得世帯及びひとり親世帯等の場合、保育料等の軽減があります。

※市外の施設等をご利用される場合の副食費は実費となります。

8 一時保育

保育園に通っていない就学前の児童で、緊急・一時的に家庭で保育できない場合に、申請により保育します。

※その他の事情によりご利用を希望される場合は子育て支援課までご相談ください。

実施施設	市立認定こども園
保育時間	午前8時～午後4時
対象年齢	認定こども園と同じ(前ページの「認定こども園一覧」の受入年齢を参照)
利用料金	1,000円(4時間内) 2,000円(1日) ※延長保育料あり

※福島こども園、湯野こども園、わかばみどりこども園でも一時保育を行っています。

9 マイ保育園登録事業

妊娠時から3歳未満児の子育て家庭を対象に、希望する市内認定こども園等(施設により受入年齢が異なる)で育児体験や育児相談・一時保育(午前半日無料3回分)の利用が出来ます。

【対象者】 母子手帳の交付を受けた方、3歳未満で保育園や幼稚園に未入園の方

【有効期間】 保育園や幼稚園に入園されるまで・子どもが3歳に達するまで

【登録方法】 「登録申請書」を希望する保育園に提出

※「登録申請書」は、市内認定こども園にありますのでご利用下さい。

② 子育て支援サービス

1 児童館一覧

児童館は子どもたちに仲間との遊びの場を提供したり、楽しい教室や季節の行事なども企画して、子どもたちの健全な育ちを支援するところです。

【開館時間】 午前9時30分～午後6時まで 月曜日・木曜日は午後2時～午後6時まで

地区	児童館名	住 所	電話番号	休 館 日
根上	根上中央児童館	中町子88番地	55-0055	毎週日曜日、祝日、 年末年始
	根上北部児童センター	福島町ろ62番地3	55-5838	
	福岡児童館	福岡町甲30番	55-3187	
寺井	寺井中央児童館	寺井町中84番地	58-5425	※日曜日 ● 根上中央児童館 〈第2.4日曜日は開館〉 ● 寺井中央児童館 〈第1.3.5日曜日は開館〉
	湯野児童館	佐野町ラ70番地	57-0340	
	粟生児童館	粟生町東25番地	58-5032	
辰口	辰口中央児童館	倉重町戊33番地1	51-3222	※祝日は辰口中央児童館 開館
	宮竹児童館	宮竹町ハ7番地1	51-5532	
	国造児童館	和気町い62番地	51-5735	
	緑が丘児童館	緑が丘九丁目1番地	51-5545	

2 放課後児童クラブ

各放課後児童クラブで申し込み・問い合わせを受けています。

保護者の就労などにより日中留守家庭となる児童の健全な育成を図るため、放課後などに市内児童館などで保育を実施しています。

【対象者】 市内の小学生（1年生～6年生）

地区	クラブ名	児童館等名	所在地	電話番号
根上	根上中央放課後児童クラブ	根上中央児童館	中町子88番地	55-0055
	根上北部放課後児童クラブ	根上北部児童センター	福島町ろ62番地3	55-5838
	福岡放課後児童クラブ	福岡児童館	福岡町甲30番	55-3187
寺井	寺井放課後児童クラブ	寺井中央児童館	寺井町中84番地	58-5425
	長野放課後児童クラブ	長野保育園（併設）	大長野町ニ130番地1	57-2130
	湯野放課後児童クラブ	湯野児童館	佐野町ラ70番地	57-0340
	粟生放課後児童クラブ	粟生児童館	粟生町東25番地	58-5032
辰口	辰口中央放課後児童クラブ	辰口中央児童館	倉重町戊33番地1	51-3222
	宮竹放課後児童クラブ	宮竹児童館	宮竹町ハ7番地1	51-5532
	国造放課後児童クラブ	国造児童館	和気町い62番地	51-5735
	緑が丘放課後児童クラブ	緑が丘児童館	緑が丘九丁目1番地	51-5545
	ひすい放課後児童クラブ(ヒルズクラブ)	共生型福祉施設G-Hills	緑が丘十一丁目49番地1	51-7776
	WiWiキッズクラブ	非営利活動法人WiWiキッズクラブ	下開発町ア100番地1	070-4319-5079

【保育日と保育時間】

① 通常の月～金曜日は、下校時から午後5時まで。

② 土曜日・春・夏・冬休み・学校の振替休校日は午前8時～午後5時まで。

※ 両親の勤務時間により、午後6時までの延長を行います。尚、特に必要な場合は有料（100円/30分）で午後6時から午後7時まで延長を行います。

※ ②については、両親の勤務時間により、午前7時30分から受け入れを行います。

※ 日曜日・祝日・年末年始（12月29日～翌年1月3日）は休み。

※ WiWiキッズクラブは別途となります。

【保護者負担金】

区 分	保育料月額	傷害保険料（年額）
負担金	通常 保育料5,000円	800円

※ただし同一世帯で通年同時入所の2人目以降の児童、ひとり親家庭、その他災害、疾病などやむを得ない事情があるものについては、保育料の減免があります。 ※月内で15日以上欠席は半額となります。

※ WiWiキッズクラブは別途となります。

問い合わせ・申し込み
ファミリー・サポート・センター
(能美市ふれあいプラザ1階)
☎58-6230
FAX 58-8500

問い合わせ
子育て支援センター
(能美市ふれあいプラザ1階)
☎58-8200
FAX 58-8500

問い合わせ
こども相談ステーション
(健康福祉センター2階)
☎58-1420
FAX 58-6896

3 ファミリー・サポート・センター事業

地域において育児の援助を受けたい依頼会員と援助を行いたい協力会員とが、育児に関する相互援助活動を実施します。

【内 容】 ① 保育施設等の開始前や終了後の子どもの預かり

② 保育施設までの送迎

③ 学校の放課後、放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり

④ 子どもの習い事などの送迎

⑤ 冠婚葬祭や学校行事の際の子どもの預かり

⑥ 買い物等外出の際や、リフレッシュの際の子どもの預かり

⑦ その他会員の育児に関して必要な援助

【登 録】 依頼会員 … 市内に在住し、生後2ヵ月から小学6年生までの子どもの保護者
協力会員 … 市内に在住している20歳以上の方

【利用料】 利用の場合は、原則として、3日前までに申し込んでください。
(緊急の場合は、ご相談ください。やむを得ない場合、依頼に応じられないこともあります。)

利用料金	月曜日～金曜日	午前7時～午後7時 ▶ 300円/30分	午後7時30分まで ▶ 350円/30分
	土・日・祝日	午前7時～午後7時 ▶ 350円/30分	午後7時30分まで ▶ 400円/30分

※年末年始(12月29日～1月3日)は、利用できません。

※子ども1人の料金です。

※依頼当日にキャンセルがあった場合は、キャンセル料がかかります。

※交通費は距離数に応じて必要となります。

※生活保護世帯、住民税非課税世帯及び、ひとり親家庭、兄弟姉妹同時利用の方には利用サービス券があります。
申請が必要となります。詳しくは、ファミリー・サポート・センター窓口まで。

詳細については、能美市ふれあいプラザ 1 階(能美市寺井町た 8 番地 1)
能美市ファミリー・サポート・センターにお問い合わせください。(TEL0761-58-6230)

4 子育て支援センター

職員が常駐し、子育てに関する相談をお受けします。また、親子のつどいの場を開催し、子育てのお手伝いをします。支援センターは、乳幼児期の子どもが安心して遊べる場を提供します。

【主な活動】 ● 親子あそびの会 ● 育児相談 ● ゆとりと学びの時間
● 育児講座 ● 子育て情報の提供 ● 子育て支援グループの活動支援
● 電話相談 ● 子育てに関する地域交流・連携

施設名	所在地	電話番号
子育て支援センター	寺井町た8番地1	58-8200

5 こども相談ステーション

妊娠期から18歳未満のこどもに関するお悩みにあわせて、保健師、保育士、発達支援専門員、教育相談員、臨床心理士の専門職が対応します。こども本人や関係機関からの相談も受付けています。

【対 象】 おおむね18歳までの子どもとその保護者

【相談内容】 子育てに関すること
こどもの心身の発達について
いじめや不登校などの学校生活について
障がいのあるこどものこと※
医療的ケアを必要とするこどものこと
児童虐待やヤングケアラー など

【相談方法】 電話、来所 など

【施 設】 健康福祉センターサンテ2階(能美市寺井町ぬ4 8 番地)

【開館時間】 8時30分～17時15分

【休 館 日】 土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始

※障害児通所サービスの詳細はP35をご覧ください。

6 育児・健康相談アプリ「HELPO」

HELPO(ヘルポ)には24時間365日対応の健康医療相談機能(チャット形式)があり、育児に関するお悩み、子どもやご家族・ご自身の健康に気になることがあればいつでも相談することができます。

※詳しくは右記二次元コードよりご覧ください(能美市ホームページ)。

【対 象 者】 妊産婦、子育て中の市民

【利 用 料】 無料(通信料は別途必要)



7 児童手当

次世代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援し、児童を養育している人の生活の安定を図るとともに、児童の健全な育成および資質の向上に資するため、児童手当が支給されます。

【対象者】 高校生年代までの子どもを養育している人

父母がともに当てはまる場合は、恒常的に所得が高い人

【支給月】 2月・4月・6月・8月・10月・12月 ※それぞれ前月分までが支給されます。

【支給月額】

- ・ 0歳～3歳未満（第1子・第2子） 15,000円
- ・ // （第3子以降） 30,000円
- ・ 3歳～高校生年代（第1子・第2子） 10,000円
- ・ // （第3子以降） 30,000円

※22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもを、年長から順に第1子と数えていきます。

【手続きの方法】

「認定請求書」を提出し認定を受けた人は、請求した月の翌月分から、支給事由の消滅した月分まで支給されます。

■新たに受給資格が生じたとき

出生・転入等で能美市で新規に認定を受けられる場合、下記の書類を提出して、申請を行う必要があります。

◎提出の際に必要なもの

- 受給者の健康保険証の写し（厚生年金等被用者）
- 年金加入証明（厚生年金加入の国保組合の人で、健康保険証に事業所名の記載のない人）
- 受給者名義の通帳の写し
- 養育している児童と別居している場合は、別居監護の申立書への記入と、児童の個人番号がわかるもの。
- 18歳に達する日以降の最初の3月31日を経過した後、22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子どもがいる場合は、監護相当・生計費の負担についての確認書への記入と、子どもの個人番号がわかるもの。
- 離婚前提の別居中に受給者の変更をされたい場合は、同居優先申立書への記入と、離婚状態の証明書もしくは、配偶者からの申立書と消滅届。
- 父母以外が手当を受給される場合、養育申立書の記入。

※個人番号の記載が必要になります。（表1ページ参照）

■出生などにより支給対象となる児童の数が増減したとき

児童の出生や死亡などの理由により支給の対象となる児童の数が増減したときは「額改定認定請求書」を提出ください。ただし、申請時に児童手当を受給していない場合は「認定請求書」を、児童の死亡などにより支給対象児童の数が0人になる場合は「受給事由消滅届」を提出してください。

■他の市町村に住所が変わったとき

■支給対象児童を養育しなくなったとき

■受給者が公務員になったとき

能美市より転出されたり、離婚等により支給対象児童を養育しなくなったときは「受給事由消滅届」を提出してください。また、受給者が公務員になられたときも「受給事由消滅届」を提出してください。

■能美市内で転居されたとき

■受給者や支給対象児童の氏名が変更になったとき

能美市内で転居されたり、受給者や支給対象児童の氏名が変更したときは「住所氏名変更届」を提出してください。

■振込指定口座を変更するとき

現在登録されている振込指定口座を変更するときは「口座変更届」と通帳の写しを提出してください。ただし、変更される振込口座は受給者名義の口座を用意してください。受給者名義以外の口座への変更はできません。

■現況届の省略について

この届は毎年6月1日現在における受給者の状況を把握し、児童手当を引き続き受給する要件に該当するかどうかを確認するためのものです。受給者の現況を公簿等で確認することで、提出は原則不要としていますが、提出が必要な以下の受給者については、市から案内を送付します。

ア 現況届の提出が必要な方

- ①配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が能美市と異なる方
- ②支給要件児童の戸籍や住民票がない方
- ③離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ④法人である未成年後見人、施設等の受給者の方
- ⑤学生以外の第3子以降算定額算定対象の子がいる方
- ⑥その他、能美市から提出の案内があった方

イ 以下の変更事項があった方は市町村に届出てください。

- ①児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象となる児童がいなくなったとき
- ②受給者や配偶者、児童の住所が変わったとき（他の市区町村や海外への転出を含む）
- ③受給者や配偶者、児童の氏名が変わったとき
- ④一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき、または児童を養育していた配偶者がなくなったとき
- ⑤受給者の加入する年金が変わったとき（受給者が公務員になったときを含む）
- ⑥離婚協議中の受給者が離婚をしたとき
- ⑦国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受けるとき
- ⑧第3子以降算定額算定対象の子の監護担当・生計費の負担の状況に変更が生じたとき

問い合わせ

子育て支援課
（能美市役所1階）
☎58-2232
FAX58-2293

申請

子育て支援課
寺井・根上サービスセンター

問い合わせ・申請

子育て支援課
(能美市役所1階)
☎58-2232
FAX 58-2293

申請

子育て支援課、
寺井・根上サービスセンター

▼児童手当関係届出・手続き一覧(各届出用紙は市サービスセンターにあります)(※現況届は受給者へ郵送します)

提出を必要とするとき	届出の種類
新たに受給者が生じたとき	認定請求書
毎年6月(提出が必要な一部の受給者)	現況届
他の市区町村に住所が変わったとき	受給事由消滅届 ※転出先の市町村へ認定請求書を提出
出生などにより支給対象となる児童が増えたとき	額改定認定請求書
支給対象となる児童が減ったとき	額改定届
支給対象となる児童がいなくなったとき	受給事由消滅届
受給者が公務員になったとき	受給事由消滅届 ※勤務先へ認定請求書を提出
能美市内で住所が変わったとき	住所変更届
養育している児童の住所が変わったとき	住所変更届
受給者又は養育している児童の名前が変わったとき	氏名変更届
受給者の振込指定口座を変更したいとき	振込先金融機関・口座変更届

※上記は令和6年10月以降の児童手当の制度内容です。

令和6年9月以前の児童手当

- ・支給期間(中学校修了まで)
- ・第3子以降算定額算定対象の児童(18歳に達する日以降の最初の3月31日まで)
- ・所得制限あり
- ・年3回の支払月(2月・6月・10月)

8 妊産婦医療費助成

妊娠・出産に伴う医療費の医療保険一部負担金相当額を助成します。

【対象者】 母子手帳の交付を受けた人

【対象となる診療期間】 母子手帳の交付後～出産の翌月末日まで

【対象となる医療費】

- ①妊娠に伴う医療費—保険診療の自己負担分
- ②出産に伴う医療費—出産費用(各種控除あり)が出産育児一時金(50万円)を超えた場合に限り、その差額分を支給します。ただし、差額が保険診療の自己負担分を上回った場合は、保険診療の自己負担分を支給します。
※医療費(保険診療分)がかからなかった場合は対象になりません。
※出産にかかる医療費とは出産前の入院日から出産後の退院日までの医療費をいいます。退院することなく転院した場合は、転院前の医療費も出産にかかる医療費とします。

【申請方法】

(妊娠に伴う医療費) 各窓口にある申請書に医療機関の証明を受けて領収書、保険証の写し、通帳の写しを添付のうえ、各サービスセンターまたは子育て支援課に提出してください。

(出産に伴う医療費) 出生届の際に出産時用の申請書をお渡しします。支給対象になると思われる方は、申請書を記入し領収書、出産費用明細書、保険証の写し、通帳の写しを添付して各サービスセンターまたは子育て支援課に提出してください。

※申請時に医療機関の証明は不要です。

* 出産日の翌々月から数えて6か月以内に申請してください。

9 乳幼児・児童医療費助成

医療費の保険診療分を助成します。

【対象者】 18歳到達後最初の3月31日までの乳幼児および児童など

区分	給付の内容
0歳～18歳到達後最初の3/31まで	入院・通院とも(保険診療分)

【助成方法】

子ども医療費受給資格者証の提示により医療機関・施術所窓口で自己負担分支払いの必要はありません(現物給付)。医療機関・施術所の窓口で医療費を支払った場合は、申請により払い戻しを受けることができます。

【注意事項】

●受給者証を使用できない場合

- ①健康保険証及び受給者証を忘れた場合
- ②県外の医療機関・施術所を受診した場合
(県内医療機関・施術所でも無料化に対応していない場合がありますので、受診の前に医療機関・施術所にご確認ください)

- ③医師が治療上必要と認めた装具（コルセット・ギプス・眼鏡等）
 - ④他の公費負担医療制度（養育医療、育成医療、小児慢性特定疾患治療研究事業等）の適用を受ける場合で、受診する医療機関が無料化に対応していない場合
 - ⑤学校や保育園での負傷や疾病など、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となる場合
- ①～④は後日、申請により、払い戻しを受けることができます。申請期限は診療月の翌月から数えて6か月以内です。上記⑤の場合は、学校や保育園等に申請してください。上記③の場合は、以下の申請手続きが必要です。

■治療用装具等、治療用眼鏡等の購入にかかわる医療費

【対象者】

- ①治療用装具—0歳～18歳到達後最初の3月31日までの乳幼児および児童
- ②治療用眼鏡—9歳未満の乳幼児および児童

【対象となる医療費】

医師が治療上必要と認めた医療機関の証明があるもの

*健康保険からの支給がない場合は対象外になります。

【申請方法】

加入している健康保険へ保険適用の申請をした上で、医療費支給申請書に記入し、必要な書類と合わせて子育て支援課または各サービスセンターへ提出してください。

◎申請に必要な書類

- 領収書（装具等、眼鏡等の価格の内訳、対象児の名前が記入されたもの）の写し
- ①治療用装具—医師の装具等の診断書等の写し
- ②治療用眼鏡—医師の治療用眼鏡等の作成指示書等の写し
- 加入している健康保険からの支給決定通知書の写し

10 未熟児養育医療給付金

身体の発育が未熟なままで生まれ、入院を必要とする人に対して、その治療に必要な医療費を公費で負担します。

【対象者】

身体の発育が未熟なままで生まれ、養育医療指定医療機関において入院養育が必要と認められた乳児

【申請方法】

申請者は必要な書類を子育て支援課へ提出してください。子育て支援課で審査を行い、認定された場合は、養育医療券を送付いたしますので、医療機関の窓口に提示してください。

◎申請に必要なもの

- 養育医療給付申請書
- 世帯調書兼同意書
- 養育医療意見書（医療機関で担当医師に記入してもらってください）
- 乳幼児の保険証（能美市国民健康保険の方は不要）
- 乳児が加入する予定の健康保険の被保険者の健康保険証
- 同意書

*必要に応じて上記の添付書類以外にも書類の提出を求められることがあります。

【注意事項】

- 世帯の課税状況に応じて徴収基準月額（自己負担金）が決定します。
 - 病院の窓口での負担はありません。（ただし、養育医療の給付対象外の費用を除きます。）
 - 自己負担金は、能美市の乳幼児・児童医療費助成の対象になります。
- *申請には個人番号の記載が必要になります。世帯全員のマイナンバーと同意が必要です。くわしくは、子育て支援課へお問い合わせください。

11 子宝支援給与金（不妊治療費助成）（不育症治療費助成）

不妊治療に要した治療費の一部を助成します。

【助成の種類】 「一般不妊治療」と「生殖補助医療」の2種類があります。

区 分	一般不妊治療 （タイミング療法・薬物治療 ・手術療法・人工授精等）	生殖補助医療 （体外受精・顕微授精）
対 象 者	戸籍上の夫婦 ※事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む 治療日及び申請日に能美市の住所を有する夫婦	
助 成 額 （限度額）	治療費の1/2（上限7万円/年）	① 保険適用となる生殖補助医療と併せて行われる先進医療に要した費用…治療費の7/10と15万円を比較し、いずれか低い額 ② ①以外に要した費用…治療費の2/3 （①、②を合算して、上限100万円/年度）
申 請 先	子育て支援課または寺井・根上サービスセンターへ申請してください。	
助成対象期間	はじめて一般不妊治療を受けた月から連続する2年間	治療を終了した日の属する年度内

問い合わせ・申請

子育て支援課
（能美市役所1階）
☎58-2232
FAX58-2293

問い合わせ

子育て支援課
（能美市役所1階）
☎58-2232
FAX58-2293

申請

子育て支援課、
寺井・根上サービスセンター

相談

健康推進課

(能美市健康福祉センター)
「サンデ」内1階

☎58-2235
FAX 58-6897

問い合わせ・申請

子育て支援課、
寺井・根上サービスセンター

問い合わせ

子育て支援課

(能美市役所1階)

☎58-2232
FAX 58-2293

不育症治療費助成

区分	
対象者	医師により不育症と診断され治療を受けている戸籍上の夫婦 治療日及び申請日に能美市に住所を有する夫婦
助成対象経費	医療保険適用外の不育症治療（検査含む）と保険診療の検査にかかった費用の自己負担分（ただし、差額ベッド代や食事代などの直接治療に関係のない費用は除く）
助成額	上限30万円／年度
申請期間	1治療の治療終了日が属する年度内に申請

* 申請書類は、子育て支援課またはホームページからダウンロードできます。

* 申請書に記載してある助成概要（申請期限やその他詳細）をご確認のうえ、申請書・医療機関証明書・請求書・領収書・通帳の写し等を提出してください。

12 のみっ子すくすく助成券支給事業

出生から満1歳または満2歳までの乳幼児を育てる保護者に、紙おむつ、粉ミルクまたは乳児用液体ミルクを購入できる助成券を支給します。

【対象者及び助成内容】

第1子………月額1,000円分の券を1年分

第2子………月額1,000円分の券を2年分

第3子以降…月額2,000円分の券を2年分

転入の方は満1歳または満2歳の誕生月の前月までの月数に応じた枚数となります。

【申請方法】

出生届提出時または転入時に申請書を記入し申請をお願いします。

【利用方法】

市内登録店舗で対象商品（紙おむつ、粉ミルクまたは乳児用液体ミルク）を購入する時に支払金額の一部として助成券を使用することができます。（対象商品が1,000円以上の買物に使用）

13 子育て短期支援事業（ショートステイ）

児童の保護者が疾病、看護、冠婚葬祭などの社会的事由により、一時的に家庭で児童を養育できない場合や家庭の事情により児童を緊急一時的に保護する必要がある場合に、養護施設で一定期間養育・保護します。

【対象者】 ●児童の養育が一時的に困難となった家庭の児童

●家庭の事情により緊急一時的に保護を必要とする児童

【実施施設】 育松園（小松市）、伊奈美園（加賀市）、聖霊乳児院（金沢市）

【利用期間】 原則として7日間以内

区分		利用料金(日)
生活保護世帯		無 料
市民税非課税世帯	2歳未満児	1,100円
	2歳以上児	1,000円
一般世帯	2歳未満児	5,350円
	2歳以上児	2,750円



① 手当・医療給付

1 児童扶養手当

父母の離婚などにより父親または母親と生計を同じくしていない児童が養育されている父子・母子家庭等の生活安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

【受給資格者】

手当を受けることができる人は、次の条件に当てはまる18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を監護している父または母や、親にかわってその児童を養育している人です。なお児童が、心身に基準以上の障害を有する場合は、20歳未満まで手当が受けられます。いずれの場合も国籍は問いません。

- ① 父母が婚姻を解消した児童
- ② 父または母が死亡した児童
- ③ 父または母が重度の障害にある児童
- ④ 父または母の生死が1年以上明らかでない児童
- ⑤ 父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑦ 父または母が裁判所からDV保護命令を受けた児童
- ⑧ 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ⑨ 父・母ともに不明である児童（孤児など）

▶ 次のような場合は手当は支給されません。

● 児童が

- ① 日本国内に住所がないとき
- ② 父または母の死亡について支給される公的年金給付を受けることができるとき*
- ③ 父または母に支給される公的年金給付を受けることができるとき*
- ④ 労働基準法等の規定による遺族補償を受けることができるとき
- ⑤ 児童福祉施設に入所しているとき、または里親に委託されているとき
- ⑥ 父または母の配偶者（内縁関係も含む）に養育されているとき（父または母に重度の障害がある場合は除く）
- ⑦ 父または母と生計を同一にしているとき（父または母に重度の障害がある場合は除く）

● 母又は父、養育者が

- ① 日本国内に住所がないとき
- ② 公的年金給付を受けることができるとき*

※年金額が手当額を下回るときは、その差額を受給できます。

手当を受けるには、子育て支援課にて、認定手続きをしてください。市長の認定を受けることにより、認定請求した日の属する月の翌月から支給されます。

【申請方法】

児童扶養手当認定請求書に記入し申請します。

◎添付書類（必ず必要なもの）

- 戸籍謄本…本人（離婚の場合は記載のあるもの）、対象児童（父親の籍でも可）
- 公的年金調書 ● 養育費に関する申告書 ● 生計維持方法 ● 通帳の写し
- 前夫または前妻に扶養されていないことを確認できるもの（健康保険証の写し等）

※個人番号の記載が必要になります。（表1ページ参照）

※その他状況に応じて提出していただく書類がありますので、詳しくは子育て支援課までご相談ください。

問い合わせ・申請

子育て支援課
（能美市役所1階）

☎ 58-2232
FAX 58-2293

問い合わせ・申請

子育て支援課
(能美市役所1階)
☎58-2232
FAX 58-2293

【手当の月額】※令和6年11月以降

対象児童数	全部支給	一部支給
1人目	45,500円	45,490円～10,740円
2人目以降加算	10,750円	10,740円～5,380円

※令和6年10月までの制度については、子育て支援課までお問い合わせください。

【手当の支給日】

支払日	対象月	備考
5月11日	3・4月分	支給日が土・日・祝日にあたる場合は、その直前の金融機関営業日が支払日となります。
7月11日	5・6月分	
9月11日	7・8月分	
11月11日	9・10月分	
1月11日	11・12月分	
3月11日	1・2月分	

【所得制限限度額】※令和6年11月以降

支給にあたり下記の所得制限が適用されます。
手当を受ける人、または、配偶者及び扶養義務者の前年の所得について一定以上ある場合は、その年度(11月から翌年の10月まで)は、手当の全部または一部が支給停止されます。

扶養親族数	父母または養育者		孤児等の養育者 配 偶 者 扶 養 義 務 者※
	全部支給	一部支給	
0人	690,000円	2,080,000円	2,360,000円
1人	1,070,000円	2,460,000円	2,740,000円
2人	1,450,000円	2,840,000円	3,120,000円
3人	1,830,000円	3,220,000円	3,500,000円
4人	2,210,000円	3,600,000円	3,880,000円
5人	2,590,000円	3,980,000円	4,260,000円

※扶養義務者とは、受給資格者と同居または生計を同じくする直系血族と兄弟姉妹をいいます。
※令和6年10月までの制度については、子育て支援課までお問い合わせください。

【毎年の手続き】

手当の受給資格のあるすべての人は、毎年8月に現況届を必ず提出ください。
この届は毎年8月1日現在における受給者の状況を記載していただき、児童扶養手当を引き続き受給する要件に該当するかどうかを確認するためのものです。

児童扶養手当の受給開始から5年を経過した受給者、または該当児童が3歳になった月の翌月から5年を経過した受給者における児童扶養手当の一部支給停止措置(法13条の2)が実施されます。

下記の理由がある方に関しては一部支給停止措置が適用除外となりますので、該当される方は必ず届出をお願いします。

またこの届出は、毎年8月の現況届提出時にも必要となります。

①就業活動中の方 ②就労している方 ③就労できないやむをえない理由のある方
(①②③のことを書面で証明できること。)

2 ひとり親家庭等医療費助成

ひとり親家庭の方の医療費（保険診療分）を助成します。

【対象者】

母子家庭の母と子、父子家庭の父と子、両親のいない子（子が18歳に達した年度末まで）
※なお児童が、心身に基準以上の障害を有する場合は、20歳未満まで延長となります。（改めて申請が必要です）

【受給資格登録申請】

受給資格登録申請書を記入し、提出に必要な書類を付けて提出してください。

◎提出の際に必要な書類 健康保険証の写し（申請者及び対象児童のもの）、通帳の写し

※必要に応じて上記の添付書類以外にも書類の提出を求められることがあります。

【助成方法】

- 子の医療費
医療機関の窓口で支払いの必要はありません。（現物給付）
- 親の医療費
医療機関の窓口で一旦支払いし、子育て支援課または、寺井・根上サービスセンターへ申請し給付を受けます。（償還払い）

【注意事項】

- 診療月の翌月から数えて6か月以内に申請してください。
- 保険点数、受診者名が記載されていない領収書は受け付けません。
- 入院などにより高額療養費、付加給付金（家族療養費）がある場合は、先にこれらの手続きを行った後、支払証明書を添付して申請してください。
- 自費分（保険対象外）・食事療養費などは助成対象になりません。
- 学校管理下における事故は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害給付制度の申請が優先です。
- 加入保険、金融機関等が変わる場合は、変更申請の手続きが必要となります。

【所得制限限度額】※令和6年11月診療分以降

支給にあたり下記の所得制限が適用されます。

手当を受ける人、または、配偶者及び扶養義務者の前年の所得について、所得制限を超える場合は、その年度（11月診療分から翌年の10月診療分まで）は、助成対象になりません。

扶養親族数	父母または養育者	孤児等の養育者 配偶者 扶養義務者※
0人	2,080,000円	2,360,000円
1人	2,460,000円	2,740,000円
2人	2,840,000円	3,120,000円
3人	3,220,000円	3,500,000円
4人	3,600,000円	3,880,000円
5人	3,980,000円	4,260,000円

※扶養義務者とは、受給資格者と同居または生計を同じくする直系血族と兄弟姉妹をいいます。

※令和6年10月までの診療分には所得制限は適用されません。

【毎年の手続き】

受給資格のある人は、毎年8月に現況届を必ず提出ください。

この届は毎年8月1日現在における受給者の状況を記載していただき、ひとり親家庭等医療費助成を引き続き受給できる要件に該当するかどうかを確認するためのものです。

問い合わせ

子育て支援課
（能美市役所1階）
☎58-2232
FAX58-2293

申請

子育て支援課、
寺井・根上サービスセンター

問い合わせ・申請

子育て支援課
(能美市役所1階)
☎58-2232
FAX 58-2293

② 就労・生活支援制度

※申請には個人番号の記載が必要になります。(表1ページ参照)

1 高等職業訓練促進給付金支給

- 【対象者】 母子家庭の母や父子家庭の父で、次の支給要件の全てを満たす方
- ①児童扶養手当を受給、または同様の所得水準にある方
 - ②養成機関において6か月以上の課程を就業し、対象資格の取得が見込まれる方
 - ③就業または育児と修業の両立が困難であると認められる方
- 【対象資格】 看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師、シスコシステムズ認定資格、LPI認定資格など
- 【支給額】 修業期間(最長48か月)について、月額100,000円を支給する
*最終学年のみ月額140,000円を支給する。
- 【申請方法】 事前の相談が必要となりますので、子育て支援課母子自立支援員までお問い合わせください。
※高等職業訓練促進給付金を給付し、資格取得を目指すひとり親家庭の父・母に必要な資金を貸し付けする「ひとり親家庭等高等職業訓練促進資金貸付金」制度があります。詳細については子育て支援課母子自立支援員にお問い合わせください。

2 自立支援教育訓練給付金支給

- 【対象者】 母子家庭の母や父子家庭の父で、次の支給要件の全てを満たす方
- ①児童扶養手当を受給、または同様の所得水準にある方
 - ②就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況などから判断して、当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められる方
- 【対象講座】 雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座等で、適職に就くために必要であると認められるもの
- 【支給額】 対象者が受講のために支払った費用の6割相当額を支給する
- 【申請方法】 事前の相談が必要となりますので、子育て支援課母子自立支援員までお問い合わせください。



③ 貸付制度など

※申請には個人番号の記載が必要になります。(表1ページ参照)

1 母子父子寡婦福祉資金貸付金

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦(配偶者のない女子であって母子家庭の母であった人)の方の生活の安定と向上のため、低利又は無利子で借りることができます。

- 【貸付の種類】 事業開始、事業継続、修学資金、技能習得、修業、就職支度、医療介護、生活、住宅、転宅、就学支度、結婚、児童扶養の各資金(次ページ参照→)
- 【申請方法】 事前の相談が必要となりますので、子育て支援課母子自立支援員までお問い合わせください。貸付は県が決定します。

2 交通遺児等育成資金貸付

自動車事故で父などの働き手が亡くなったり、または重度の後遺障がいが残ったりした家庭の0歳から中学卒業までの児童に貸し付けます。

- 【貸付金額】 一時金 155,000円
毎月 20,000円
入学支度金 44,000円

- 【利 子】 無利子
【償還期間】 20年以内

3 交通災害等遺児すこやか資金

交通、労働、地震等の災害により父または母を失った義務教育を受けている児童を励ますため、扶養者に対し一時金が支給されます。

- 【支給額】 一人当たり 50,000円
【申請期限】 遺児となった日から1年以内

4 その他

税の減免、JRの割引などの制度があります。

問い合わせ・申請

子育て支援課
(能美市役所1階)
☎58-2232
FAX 58-2293

問い合わせ

独立行政法人
自動車事故対策
機構石川支所
☎076-239-3207

問い合わせ・申請

子育て支援課
(能美市役所1階)
☎58-2232
FAX 58-2293



▼母子父子寡婦福祉資金貸付金の種類と内容

(令和6年4月1日現在)

資金名	内容	貸付の限度額	利子	償還期間
事業開始資金	事業を開始するために必要な設備・什器・機械等の購入資金	3,470,000円	保証人 有 無利子 保証人 無 年1.0%	7年以内
事業継続資金	現在継続中の事業に必要な商品・材料等を購入する運転資金	1,740,000円	保証人 有 無利子 保証人 無 年1.0%	7年以内
修学資金	お子さんが高校・大学等に修学するために必要な資金	高校(月) 18,000～35,000円 大学(月)(短期大学含む) 45,000～64,000円 大学院 132,000～183,000円 (予約相談が必要です)	無利子 ※保証人必須	20年以内 (専修学校一般課程5年以内)
技能習得資金	母・父・寡婦が技能や資格を得るために必要な授業料、材料費等の資金	(月) 68,000円 一括払いの場合 816,000円 自動車運転免許取得 460,000円	保証人 有 無利子 保証人 無 年1.0%	20年以内
修業資金	お子さんが事業開始又は就職するために知識技能を習得するために必要な資金	(月) 68,000円 自動車運転免許取得 460,000円	無利子 ※保証人必須	20年以内
就職支度資金	就職に必要な被服・履物等及び通勤用自動車を購入する資金	105,000円 自動車購入 340,000円	母・父・寡婦の就職 保証人 有 無利子 保証人 無 年1.0% 児童の就職 無利子※保証人必須	6年以内
医療介護資金	医療及び介護を受けるために必要な資金	医療 340,000円 介護サービスの場合 500,000円	保証人 有 無利子 保証人 無 年1.0%	5年以内 (介護償還払いの場合1回払い)
生活資金	技能習得期間中、医療介護資金を借り受けている間、失業期間中及び母子(父子)家庭となって7年未満の間の生活費補助資金	(月) 108,000円 技能習得の場合 141,000円 母(父)が生計中心者でない場合(月) 70,000円	保証人 有 無利子 保証人 無 年1.0%	技能 20年以内 医療介護・失業 5年以内 7年未満 8年以内
住宅資金	住宅の増改築、補修保全及び建替え、購入に必要な資金	1,500,000円 災害等の場合 2,000,000円	保証人 有 無利子 保証人 無 年1.0%	6年以内 災害等 7年以内
転宅資金	住居の移転に際し、住居の貸借家財運搬等に必要な資金	260,000円	保証人 有 無利子 保証人 無 年1.0%	3年以内
就学支度資金	就学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金	高校 150,000～420,000円 大学 272,000～590,000円 大学院 380,000～590,000円	無利子 ※保証人必須	20年以内 (専修学校一般課程修業施設 5年以内)
結婚資金	お子さんが結婚するために必要な経費及び家具、什器等を購入する資金	320,000円	保証人 有 無利子 保証人 無 年1.0%	5年以内